

# 岡山県公報

発行  
岡山県  
岡山市内山下  
二丁目4番6号  
定価 1箇月2,330円

## 目次

### 訓令

- 岡山県職員表彰規程の一部改正……………九六七
- 岡山県職員人事調査規程の一部改正……………九六七

### 告示

- 知事の任命に係る職員の贈与等報告書の閲覧及び写しの交付に関する要綱の一部改正……………九六七
- 保安林の指定の解除……………九六七
- 平成十六年度第四次（追加）自衛官募集……………九六八

### 公告

- 県本庁舎及び分庁舎施設維持管理関係業務委託契約に係る指名競争

## 訓

## 令

### ●岡山県訓令第二十四号

岡山県職員表彰規程（昭和四十一年岡山県訓令第二十七号）の一部を次のように改正する。

平成十六年十二月二十一日

岡山県知事 石井正弘

第三条第三項中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。  
附則

入札に参加する者に必要な資格審査の実施……………九六八

○土地改良事業の施行の協議の縦覧……………九六八

○土地改良事業換地計画の縦覧……………九六八

○大規模小売店舗の変更の届出の縦覧……………九六八

選挙管理委員会

○不在者投票を行うことができる施設の一部改正……………九六九

（県例規集登載）

人事委員会

○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正……………九六九

（県例規集登載）

この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

### ●岡山県訓令第二十五号

岡山県職員人事調査規程（昭和五十二年岡山県訓令第十六号）の一部を次のように改正する。

平成十六年十二月二十一日

岡山県知事 石井正弘

第二条第六号中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改める。

### 附則

この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

## 告示

### ●岡山県告示第七百十六号

知事の任命に係る職員の贈与等報告書の閲覧及び写しの交付に関する要綱（平成十二年岡山県告示第四百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成十六年十二月二十一日

岡山県知事 石井正弘

第二条第二号中「地方労働委員会の」を「労働委員会の」に、「岡山県庁地方労働委員会事務局」を「岡山県庁労働委員会事務局」に改める。

### 附則

この要綱は、平成十七年一月一日から施行する。

### ●岡山県告示第七百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十六年十二月二十一日

岡山県知事 石井正弘

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市生坂字大寺二四四〇の三、字中山二四五四の二・二四五四の八・字京坑二四六三の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市生坂字中山二四五四の七、二四五四の八（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
ダム用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●岡山県告示第七百十八号

防衛庁において二等陸士、二等海士又は二等空士として採用する自衛官の平成十六年度第四次(追加)募集の要領は、次のとおりである。

平成十六年十二月二十一日

一 採用自衛官の区分

岡山県知事 石 井 正 弘

二 応募資格

採用予定月の一日現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項に定める欠格条項に該当しない男子

三 募集期間

平成十六年十二月二十日から平成十七年一月二十七日まで

四 採用試験

- 1 筆記試験
- 2 身体検査
- 3 口述試験
- 4 適性検査

五 採用試験期日及び試験場

1 試験期日  
平成十七年一月二十八日及び二十九日

2 試験場

岡山第二合同庁舎

(岡山市下石井一四一)

電話 〇八六一二二六〇三六一

六 県内採用予定人員

二等陸士、二等海士、二等空士それぞれ若干名

七 採用予定月

平成十七年三月下旬から四月上旬

八 その他

詳細については、市町村役場又は自衛隊岡山地方連絡部、同部出張所若しくは同部募集事務所に問い合わせること。

電話 自衛隊岡山地方連絡部

自衛隊岡山地方連絡部津山出張所

自衛隊岡山地方連絡部岡山募集事務所

自衛隊岡山地方連絡部倉敷募集事務所

自衛隊岡山地方連絡部高梁募集事務所

自衛隊岡山地方連絡部西大寺募集案内所

公 告

(主) 県本庁舎及び分庁舎施設維持管理関係業務委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を次のとおり実施する。

平成十六年十二月二十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 資格審査を行う業務の種類

- 1 建築物清掃業務
- 2 建築物飲料水貯水槽清掃業務
- 3 建築物ねずみこん虫等防除業務
- 4 昇降機保守点検業務
- 5 冷暖房設備保守点検業務

二 資格審査事項

一に掲げる業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、委託契約に係る入札の予定価格の金額に応じて区分したいずれかの等級の業者に該当することとする。

1 申請時の属する事業年度の直前の二事業年度における契約額実績

2 申請時の属する事業年度の直前の事業年度の決算(以下「直前決算」という。)

における自己資本の額

3 直前決算における流動化率

4 申請時の従業員数

5 申請時までの営業年数

三 資格審査を受けられない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査を受けることができない。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)(第六百六十七条の四第一項に規定する者

2 引き続き一年以上に掲げる業務に係る営業を行っていない者

3 県税を完納していない者

4 建築物清掃業務に係る入札参加資格を得ようとする場合にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号。以下「法」という。)(第十二条の二第一項第一号又は第八号に掲げる事業について同条第二項の規

定による岡山県知事の登録を受けていない者

5 建築物飲料水貯水槽清掃業務に係る入札参加資格を得ようとする場合において、法第十二条の二第一項第五号に掲げる事業について同条第二項の規定による岡山県知事の登録を受けていない者

6 建築物ねずみこん虫等防除業務に係る入札参加資格を得ようとする場合において、法第十二条の二第二項第七号に掲げる事業について同条第二項の規定による岡山県知事の登録を受けていない者

7 昇降機保守点検業務に係る入札参加資格を得ようとする場合において、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第四条の二十第二項第二号に規定する国土交通大臣が指定する講習を修了した昇降機検査資格者を従業員として有していない者

8 冷暖房設備保守点検業務に係る入札に参加しようとする者においては、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十九条第一項に規定する第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状を有する者、若しくはボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第九十七条に規定する特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又は第百十三条に規定するボイラー整備士免許を有する者のいずれも従業員として有していない者

資格審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類（8）を除く。）は、作成後三箇月以内のものに限る。）

(1) 資格審査申請書

(2) 法人にあっては登記簿謄本、個人にあっては身分証明書

(3) 地方振興局長が作成した県税納税証明書

(4) 税務署長が作成した消費税及び地方消費税納税証明書

(5) 直前決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあっては損益計算書及び資産負債調）

(6) 印鑑証明書

(7) 誓約書

(8) 建築物清掃業務、建築物飲料水貯水槽清掃業務及び建築物ねずみこん虫等防除業務に係る入札参加資格を得ようとする場合においては、法第十二条の二第一項第一号、第五号、第七号又は第八号に掲げる事業についての同条第二項の規定による岡山県知事の登録を証する書面

(9) 昇降機保守点検業務に係る入札参加資格を得ようとする場合においては、建築基準法施行規則第四条の二十第二項第二号に規定する国土交通大臣が指定する講習を修了した旨の財団法人日本建築設備・昇降機センターの認定書の写し

(10) 冷暖房設備保守点検業務に係る入札参加資格を得ようとする場合においては、高圧ガス保安法第二十九条第一項に規定する第一種冷凍機械責任者免状、第二種

冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状の写し、若しくはボイラー及び圧力容器安全規則第九十七条に規定する特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又は第百十三条に規定するボイラー整備士免許の写し

(11) 権限を営業所長等に委任する場合においては、委任状

(12) その他知事が必要と認めた書類

2 提出期間

平成十七年一月三十一日から同年二月十日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）とする。

3 提出場所

岡山市内山下二丁目四番六号 岡山県庁地下一階 地下第二会議室

4 提出方法

提出期間中の午前九時から午後四時まで（午前十一時三十分から午後一時までを除く。）の間に提出場所において提出すること。

5 資格審査申請書の交付期間等

1 交付期間

平成十六年十二月二十一日から平成十七年二月十日まで（岡山県の休日を除く。）とする。

2 交付場所

岡山県総務部管財課庁舎管理班及び各地方振興局総務振興課

3 交付方法

(1) 交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から午後五時まで（午前十一時三十分から午後一時までを除く。）の間に2の交付場所において交付する。

(2) 郵送等による交付の場合

返信用の封筒（角型二号（長さ三十三センチメートル×幅二十四センチメートル）の封筒に返信先あて名を明記し、二百円分の切手をはったもの）を同封して、岡山県総務部管財課（郵便番号七〇〇一八五七〇）あてに請求すること（平成十六年十二月二十一日から平成十七年一月二十一日までの消印のあるものに限る。）。

また、岡山県総務部管財課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/somu/kanzai/kanzai.htm>）からダウンロードすることができ。

資格審査の結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 資格の有効期間

平成十七年三月一日から二年間とする。

八 入札参加の停止

入札参加資格を有する者（その代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人を含む）

む。)が、政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事実があった後二年間を限度とする期間、入札に参加させないこととする。

九 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が政令第百六十七条の四第一項に規定する者に該当するに至ったとき、又は申請書若しくはその添付資料に記載した事項が虚偽であることが判明したときは、その者の入札参加資格を取り消すこととする。

十 問い合わせ先

1 建築物清掃業務関係

岡山市内山下二丁目四番六号 岡山県総務部管財課庁舎管理班(直通電話)(〇八六)二二六―七三三〇又は代表(〇八六)二二四―二二二一 内線二二三番

2 建築物飲料水貯水槽清掃、建築物ねずみこん虫等防除、昇降機保守点検業務関係及び冷暖房設備保守点検業務

岡山市内山下二丁目四番六号 岡山県総務部管財課庁舎管理班(直通電話)(〇八六)二二六―七三三六又は代表(〇八六)二二四―二二二一 内線二二二六番

(七四) 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第一項の規定により協議のあった新規土地改良事業の施行について、同条第五項において読み替えて準用する同法第八条第一項の規定により、その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に勝英地方振興局長に申し出ることができる。

平成十六年十二月二十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 協議者 大原町長

二 地区名 下町(農地等高度利用促進(区画整理)事業)

三 縦覧に供する書類

分担金徴収条例

事業計画書

四 縦覧の期間

平成十六年十二月二十一日から平成十七年一月十六日まで

五 縦覧の場所

勝英地方振興局農林水産事業部

(七四) 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条第一項の規定により申請のあった土地改良事業換地計画について、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に阿新地方振興局長に申し出ることができる。

平成十六年十二月二十一日

申請者 岡山県知事 石 井 正 弘

一 申請者 新見市長

二 地区名

菅生中地区(仁子谷工区)

三 縦覧に供する書類

換地計画書

四 縦覧の期間

平成十六年十二月二十一日から平成十七年一月十六日まで

五 縦覧の場所

阿新地方振興局農林水産事業部

一 申請者

新見市長

二 地区名

菅生中地区(桜工区)

三 縦覧に供する書類

換地計画書

四 縦覧の期間

平成十六年十二月二十一日から平成十七年一月十六日まで

五 縦覧の場所

阿新地方振興局農林水産事業部

(七四) 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年十二月二十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ庭瀬店

所在地 岡山市平野一〇〇―一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六番七号

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

3 変更事項

(変更前)

大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社ハローズ、株式会社ラブドラ  
ッグス、倉敷ランドリー有限公司、岡島鶴子及び赤枝賢太郎

(変更後)

大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社ハローズ、株式会社ラブドラ  
ッグス、倉敷ランドリー有限公司、有限会社ゆめらんど及び有限会社アール

4 変更年月日

平成十六年十二月十四日

二 届出年月日

平成十六年十二月十三日

三 縦覧の期間及び場所

縦覧の期間

平成十六年十二月二十一日から平成十七年四月二十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課及び岡山市役所

選挙管理委員会

●岡山県選挙告示第二百三十六号

平成二年岡山県選挙告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十六年十二月二十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 片山 邦宏

表病院の項中

一 大杉病院

一 高梁市柿木町二四

一

を

一 大杉病院

一 高梁市柿木町二四

一

を

一 高梁市国民健康保険成羽病院

一 高梁市成羽町下原三〇一

一

を

一 草加病院

一 備前市西片上一二二

一

を

一 草加病院

一 備前市西片上一二二

一

を

一 瀬戸内市立牛窓病院

一 瀬戸内市牛窓町牛窓四四

一

を

一 国立療養所長島愛生園

一 瀬戸内市久町虫明六五

一

を

一 国立療養所長島愛生園

一 瀬戸内市久町虫明六五

一

を

一 国立療養所久光明園

一 瀬戸内市久町虫明六二

一

を

一 瀬戸内市立久病院

一 瀬戸内市久町山田庄八

一

を

医療法人紀典会北川病院

四五 一

町立牛窓病院

和気郡和気町和気二七七

国立療養所長島愛生園

八二 一

国立療養所久光明園

久郡久町虫明六五三

久郡久町立病院

久郡久町虫明六二五

久郡久町立病院

久郡久町山田庄八四

医療法人紀典会北川病院

和気郡和気町和気二七七

医療法人社団造山会まき

七 一

医療法人社団吉美会吉備

吉備郡真備町箭田二三八

高梁ルミエール病院

上房郡賀陽町大字宮地字

吉備高原医療リハビリテ

西山三三三六一五

成羽町国民健康保険成羽

一 上房郡賀陽町吉川七五一

病院

川上郡成羽町下原三〇一

医療法人社団造山会まき

七 一

若宮老人保健センター

岡山県市箕島三五六一一

医療法人全仁会倉敷老健

倉敷市老松町四一三三

老人保健施設ニューエル

倉敷市玉島一三三四一

老人保健施設ニユーエル

倉敷市中島八三一

老人保健施設福寿荘

倉敷市児島阿津二一七

老人保健施設オアシスK

五三 一

老人保健施設倉敷藤戸荘

倉敷市藤戸町藤戸一五八

医療法人東山会亀龍園

五番 一

老健あかね

倉敷市水島北春日町四一

老人保健施設倉敷あいあ

三 一

老人保健施設サンライフ

倉敷市串田六六〇

老人保健施設倉敷シルバ

倉敷市下庄七〇〇一

老人保健施設和光園

倉敷市玉島中央町一一四

老人保健施設すこやか苑

倉敷市児島柳田町三五五

老人保健施設ゆうゆう村

倉敷市東町一八六六一

医療法人社団吉美会吉備

加賀郡吉備中央町大字宮

高梁ルミエール病院

地字西山三三三六一五

吉備高原医療リハビリテ

加賀郡吉備中央町吉川七

一シヨンセンター

五 一

若宮老人保健センター

岡山県市箕島三五六一一

老人保健施設すこやか苑

岡山県市橋津三一〇一一

老人保健施設すこやか苑

岡山県市橋津三一〇一一

老人保健施設すこやか苑

岡山県市橋津三一〇一一

老人保健施設すこやか苑

岡山県市橋津三一〇一一

老人保健施設すこやか苑

岡山県市橋津三一〇一一

|                     |              |          |    |             |             |
|---------------------|--------------|----------|----|-------------|-------------|
| 老人保健施設藤崎苑           | 岡山市藤崎四六三     | を        | 順正 | 社会福祉法人順正福祉会 | 高梁市松原町神原二二八 |
| 老人保健施設藤崎苑           | 岡山市藤崎四六三     |          |    | ケアハウスグリーンヒル | 一八          |
| 医療法人全仁会倉敷老健         | 倉敷市老松町四一三    |          |    | 順正          | 高梁市有漢町有漢七九四 |
| 老人保健施設ニューエル         | 倉敷市玉島一三三四一   |          |    | 特別養護老人ホーム有漢 | 五二六         |
| 老人保健施設福寿荘           | 倉敷市中島八三一     |          |    | 高梁市養護老人ホーム成 | 高梁市成羽町成羽二二八 |
| 老人保健施設オアシスK         | 倉敷市児島阿津二七    |          |    | 羽川荘         | 高梁市成羽町下原二六八 |
| 老人保健施設倉敷藤戸荘         | 倉敷市藤戸町藤戸一五八  |          |    | 特別養護老人ホーム深谷 | 備前市三石二七九一一  |
| 医療法人東山会亀龍園          | 倉敷市亀山六七九一    | に、       |    | 特別養護老人ホーム深谷 | 備前市三石二七九一一  |
| 老健あかね               | 倉敷市水島北春日町四一  |          |    | 特別養護老人ホームあじ | 瀬戸内市牛窓町長浜一七 |
| 老人保健施設倉敷あいあい        | 倉敷市串田六六〇     |          |    | さいのおか牛窓     | 瀬戸内市邑久町北島一一 |
| 老人保健施設サンライフ         | 倉敷市下庄七〇〇一一   |          |    | 瀬戸内市養護老人ホーム | 瀬戸内市邑久町尻海字通 |
| 倉敷                  | 倉敷市玉島中央町一四   |          |    | 上寺山楽々園      | 瀬戸内市五三三一一   |
| 玉島中央老健施設秀明荘         | 倉敷市児島柳田町三五五  |          |    | 特別養護老人ホーム錦海 | 瀬戸内市長船町服部一一 |
| 老人保健施設倉敷シルバ         | 倉敷市東塚五一四一五〇  |          |    | 特別養護老人ホーム旭水 | 御津郡建部町福渡一〇〇 |
| 老人保健施設和光園           | 倉敷市小寺九九五一    | を        |    | 特別養護老人ホーム旭水 | 御津郡加茂川町上茂五  |
| 医療法人弘友会泉リハビリセンター    | 総社市小寺九九五一    |          |    | 特別養護老人ホーム加茂 | 御津郡建部町福渡一〇〇 |
| 医療法人弘友会泉リハビリセンター    | 総社市小寺九九五一    |          |    | 特別養護老人ホーム旭水 | 御津郡建部町福渡一〇〇 |
| 老人保健施設ゆうゆう村         | 高梁市東町一八六六一   | に、       |    | 特別養護老人ホーム和氣 | 和氣郡和氣町和氣字山根 |
| 高梁市介護老人保健施設ひだまり苑    | 高梁市川上町地頭二三三  |          |    | 特別養護老人ホームあじ | 邑久郡牛窓町長浜一七四 |
| 財団法人倉敷成人病センター       | 吉備郡真備町箭田一一三  | を        |    | さいのおか牛窓     | 邑久郡邑久町北島一一七 |
| 財団法人倉敷成人病センター       | 川上郡川上町地頭二三三  |          |    | 特別養護老人ホーム錦海 | 邑久郡邑久町尻海字通り |
| 川上町老人保健施設ひだまり苑      | 七一一          |          |    | 特別養護老人ホーム長船 | 邑久郡長船町服部一一四 |
| 財団法人倉敷成人病センター       | 吉備郡真備町箭田一一三  | に改め、表老人ホ |    | 特別養護老人ホーム和氣 | 和氣郡和氣町和氣字山根 |
| 財団法人倉敷成人病センター       | 吉備郡真備町箭田一一三  |          |    | 特別養護老人ホーム有漢 | 上房郡有漢町有漢七九四 |
| 子「元氣の家」             | 倉敷市徳芳五〇一一    | を        |    | 特別養護老人ホーム浅原 | 倉敷市浅原三八〇    |
| 特別養護老人ホーム杉の子「元氣の家」  | 倉敷市徳芳五〇一一    | に、       |    | 特別養護老人ホーム花岡 | 上房郡北房町上中津井花 |
| 特別養護老人ホーム浅原         | 倉敷市浅原三八〇     |          |    | 特別養護老人ホーム吉備 | 上房郡賀陽町大字上竹七 |
| 園を「高梁市養護老人ホーム長寿園」に、 | 高梁市落合町阿部三〇九三 |          |    | 高原賀陽荘       | 川上郡成羽町成羽二二八 |
| 落合町阿部三〇九一           | 高梁市松原町神原二二八  | を        |    | 川上郡養護老人ホーム組 | 川上郡成羽町成羽二二八 |
| 社会福祉法人順正福祉会         | 一八           |          |    | 特別養護老人ホーム鶴寿 | 川上郡成羽町下原二六八 |

人事委員会

●岡山県人事委員会規則第二十四号

|  |                                         |                     |
|--|-----------------------------------------|---------------------|
|  | 特別養護老人ホーム花園<br>上房郡北房町上中津井花岡一〇七一         | に、                  |
|  | 苦田郡鏡野町古川四七五<br>一一一                      | を                   |
|  | 特別養護老人ホームいずみ山荘<br>苦田郡加茂町大字小中原一一五        | に、                  |
|  | 特別養護老人ホーム緑山莊<br>苦田郡加茂町大字小中原一一五          | を                   |
|  | 特別養護老人ホーム立養護老人ホームかみの園<br>苦田郡鏡野町古川四七五一一一 | に、                  |
|  | 特別養護老人ホームいずみ山荘<br>苦田郡鏡野町大字公保田字給分田七三一二   | を                   |
|  | 特別養護老人ホーム吉井川荘<br>久米郡柵原町吉ヶ原八五四           | に改め、表身体障害者更正援護施設の項中 |
|  | 特別養護老人ホーム吉井川荘<br>久米郡柵原町吉ヶ原八五四           | を                   |
|  | 特別養護老人ホーム加茂川荘<br>加賀郡吉備中央町上加茂五一七一一三      | に改め、表身体障害者更正援護施設の項中 |
|  | 特別養護老人ホーム吉備高原賀陽荘<br>加賀郡吉備中央町上竹七五三       | を                   |
|  | 身体障害者療護施設さやかなる苑<br>久米郡柵原町書副一八二一四        | に、                  |
|  | 身体障害者療護施設さやかなる苑<br>久米郡柵原町書副一八二一四        | を                   |
|  | 身体障害者療護施設さやかなる苑<br>久米郡柵原町書副一八二一四        | に改める。               |

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年十二月二十一日

岡山県人事委員会委員長 杉田 淳子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項第一号中「第三十四条第一項第三号」を「第三十四条第一項第二号」に改める。

第三十四条第一項中「第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第五号」を「第四号」に改める。

第三十五條第四号中「第三十四條第一項第一号から第四号まで」を「第三十四條第一項第一号から第三号まで」に改め、同条第五号中「第三十四條第一項第五号」を「第三

第三十六条第一項中「第三十四条第一項第五号」を「第三十四条第一項第四号」に改

この規則は、平成十七年三月一日から施行する。